

令和 **6** 年度

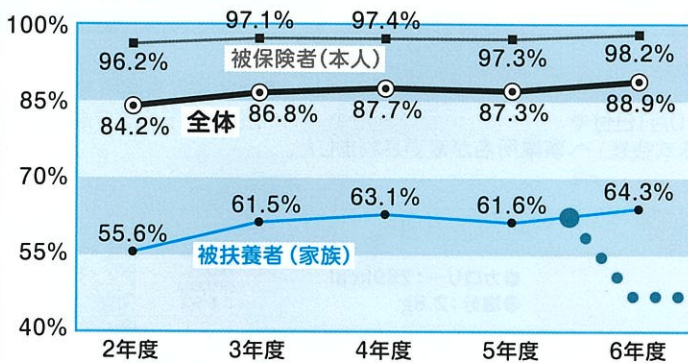
# 特定健診・特定保健指導報告



令和6年度の特定健診・特定保健指導の国への実績報告が昨年10月28日に完了いたしましたので、報告いたします。

40歳以上の「特定健診」および「特定保健指導」は法律で定められた制度であり、健康保険組合に対して実施と報告が義務付けられています。

## 特定健診受診率

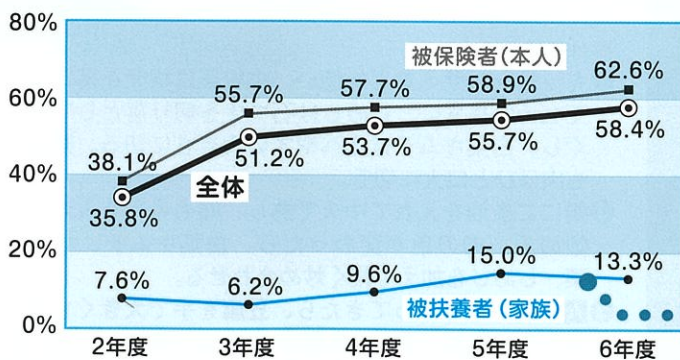


特定健診の受診率は令和5年度に少し下がりましたが、年々上がっており、令和6年度の全体受診率は**88.9%**となりました。

被保険者受診率は**98.2%**と高いですが、被扶養者受診率は**64.3%**と被保険者と比べてまだ低い受診率となっています。

本人と比べて、  
家族の受診率が低い！

## 特定保健指導実施率



特定保健指導の実施率は年々上がっており、令和6年度の全体指導実施率は**58.4%**となりました。被保険者指導実施率は**62.6%**ですが、被扶養者指導実施率は**13.3%**と被保険者と比べて大幅に低い実施率となっています。

本人と比べて、  
家族の実施率がかなり低い！

特定健診・特定保健指導は、40歳以上の方を対象にメタボリックシンドロームに着目した「健診」によって、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の**生活習慣病のリスクを早期に発見**し、その内容を踏まえて運動習慣や食生活、喫煙といった**生活習慣を見直すための「特定保健指導」**を行うことで内臓脂肪を減少させ、**生活習慣病の予防・改善**につなげるものです。

令和7年度からは、**40歳未満**の生活習慣病のリスクを抱えている方への保健指導も実施しています。若い年齢のうちから生活習慣改善のサポートをすることで、**メタボリックシンドロームへの新規流入を抑え、将来的な重症化を予防**することを目的にしております。

特定健診・特定保健指導のご案内が届きましたら、ご自身のため、ご家族のためにご受診いただきますようお願いいたします。